

## (5) 台東区『河川占用』

### 1) 隅田川河川区域におけるオープンカフェの概要

#### ①取組みの経緯

平成21年2月の区議会での一般質問で、「水辺にオープンカフェなど憩いのスポットを創り出す必要がある」の質問に対し、「積極的に検討」と区長が答弁したことを契機に、その後、隅田公園の整備にも反映させてきた。オープンカフェの取組みは、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の規定に基づき占用許可が可能な常設施設として整備するものである。

実施場所については、区内部のオープンカフェ検討会で協議し、立地環境や今後の公園整備計画と整合を図った上で決定し、「隅田公園オープンカフェ協議会」にて地域の合意形成を図った。

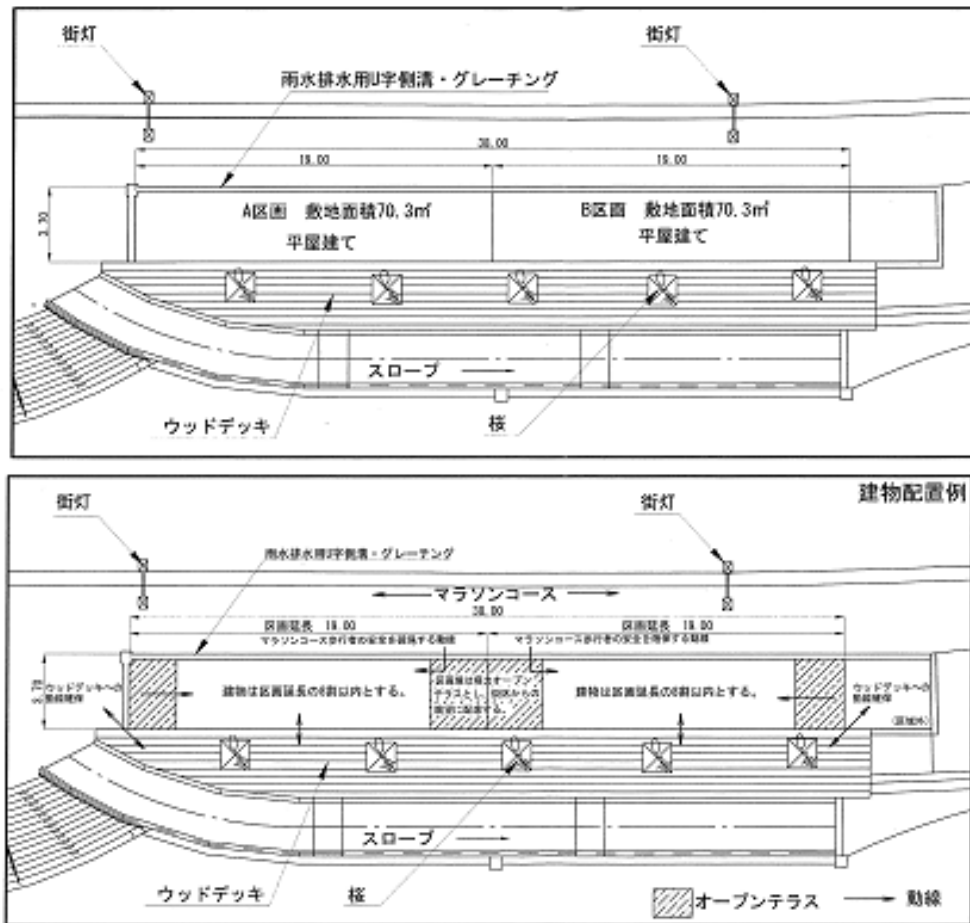
利用区域は、準則第22第3項第6号の規定に則り、公園内の広場及び遊歩道と一体をなしたオープンカフェを整備することにより、隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とするため、オープンカフェ整備予定地及びその周辺を区域として要望した。

図表 オープンカフェ整備位置図



出所) 台東区報道発表資料

図表 オープンカフェ配置計画図



出所) 台東区提供資料

オープンカフェの検討を進める上で、広島や大阪、上野公園でのオープンカフェ事業を参考にしてきた。関係機関との調整にあたっては、河川管理者（東京都）との地域活性化に関する考え方・スタンスが異なり、事前協議段階での上乗荷重などの技術基準の高いハードルをクリアするのに苦労があった。また、周辺住民とは一年以上に及ぶ意見交換会を開催し、地元要望を取りまとめ、それを募集要件に反映させた。

## ②オープンカフェの事業概要

占用主体の実施事業者となる。隅田公園オープンカフェ協議会委員（学識経験者、地元住民の代表、地元団体の代表、台東区職員）による選定委員会で審査し、出店候補者を決定し、最終的に区で政策決定を行う。出店者（2店）は、平成24年12月10日に募集要項を公表し、1次・2次審査を経て、平成25年3月上旬に出店覚書を締結、夏頃までに営業開始を予定している。

河川敷地の占用料は東京都、公園占用料は台東区がそれぞれ条例に基づき、占用事業者から徴収することとしている。なお、減免については想定していない。売上の一部（売上の1%を下限とし、事業者の提案による割合とする）は、地元還元費用として、隅田公園オープンカフェ協議会の下部組織となる「運営連絡会」が事業者より徴収・管理し、地域還元事業に充てることとしている。

河川占用許可の種類は第九種に該当し、民間事業者の場合3年以内の期間となる。公園占用許可については、河川占用に合わせた期間を想定している。

オープンカフェ実施に係る費用（実施までの準備、実施後も含める）については次の通り。

- ・平成24年：協議会開催費用、コンサルタント委託費用等（予算額4,980千円）
- ・平成25年：建築基盤補強工事費（2区画分）（予算要求額3,172千円）

※上記については全額区が負担し、その他の補助等はなし。また、今後、必要とされる費用は、前述の地域還元費から支出予定。

### ③効果と課題

区としては、オープンカフェ事業を契機に、周辺地域に他の飲食店、物販店やアーティストなどが店舗展開し、相乗効果による賑わいが創出され、その結果、地域が活性化することを期待している。一方、人が集まることによるゴミ・騒音問題、冬季などの閑散期における誘客イベントの実施などが課題になるのではないかと想定している。

### ④今後の取組み予定

地元からの出店エリアの拡大・店舗数の増加などの要望が出され、住民からの理解が得られれば、別の区域での実施なども今後検討していく必要があると考えている。

<div data-bbox="183 1193 758 1317" style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; display: inline-block;"><b>「隅田公園オープンカフェ」出店事業者募集要項</b></div>  <div data-bbox="351 1780 598 1899" style="text-align: center;"><p>平成24年12月 東京都台東区 隅田公園オープンカフェ協議会</p></div>	<p>&lt; 目 次 &gt;</p>																																							
	<table border="0"><tr><td>1 趣旨</td><td>2 P</td></tr><tr><td>2 目的</td><td>2 P</td></tr><tr><td>3 取組方針</td><td>2 P</td></tr><tr><td>4 実施場所と立地の概要</td><td>2 P</td></tr><tr><td>5 募集内容（区画等）</td><td>3 P</td></tr><tr><td>6 出店にあたり必要となる工事の役割・負担区分</td><td>3 P</td></tr><tr><td>7 出店条件</td><td>4 P</td></tr><tr><td>8 店舗設置に関すること</td><td>4 P</td></tr><tr><td>9 事業コンセプト等</td><td>6 P</td></tr><tr><td>10 デザインに関する基本的事項</td><td>6 P</td></tr><tr><td>11 原状回復義務・補償</td><td>7 P</td></tr><tr><td>12 地域貢献・環境対策に関すること</td><td>7 P</td></tr><tr><td>13 出店者経費負担</td><td>8 P</td></tr><tr><td>14 法令等の遵守・手続き・適用</td><td>8 P</td></tr><tr><td>15 募集方法</td><td>8 P</td></tr><tr><td>16 審査について</td><td>12 P</td></tr><tr><td>17 募集・選定に関する留意事項</td><td>13 P</td></tr><tr><td>18 営業開始予定</td><td>13 P</td></tr><tr><td>19 運営連絡会との協定締結</td><td>13 P</td></tr><tr><td>20 問合せ先（事務局）</td><td>13 P</td></tr></table>	1 趣旨	2 P	2 目的	2 P	3 取組方針	2 P	4 実施場所と立地の概要	2 P	5 募集内容（区画等）	3 P	6 出店にあたり必要となる工事の役割・負担区分	3 P	7 出店条件	4 P	8 店舗設置に関すること	4 P	9 事業コンセプト等	6 P	10 デザインに関する基本的事項	6 P	11 原状回復義務・補償	7 P	12 地域貢献・環境対策に関すること	7 P	13 出店者経費負担	8 P	14 法令等の遵守・手続き・適用	8 P	15 募集方法	8 P	16 審査について	12 P	17 募集・選定に関する留意事項	13 P	18 営業開始予定	13 P	19 運営連絡会との協定締結	13 P	20 問合せ先（事務局）
1 趣旨	2 P																																							
2 目的	2 P																																							
3 取組方針	2 P																																							
4 実施場所と立地の概要	2 P																																							
5 募集内容（区画等）	3 P																																							
6 出店にあたり必要となる工事の役割・負担区分	3 P																																							
7 出店条件	4 P																																							
8 店舗設置に関すること	4 P																																							
9 事業コンセプト等	6 P																																							
10 デザインに関する基本的事項	6 P																																							
11 原状回復義務・補償	7 P																																							
12 地域貢献・環境対策に関すること	7 P																																							
13 出店者経費負担	8 P																																							
14 法令等の遵守・手続き・適用	8 P																																							
15 募集方法	8 P																																							
16 審査について	12 P																																							
17 募集・選定に関する留意事項	13 P																																							
18 営業開始予定	13 P																																							
19 運営連絡会との協定締結	13 P																																							
20 問合せ先（事務局）	13 P																																							

出所）台東区ホームページ



～隅田川ウォーターフロント初のオープンカフェ～

**隅田公園オープンカフェ出店事業者を募集します！**

隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリー®を臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店する事業者を公募します。

河川敷地への民間事業者の出店は都内初の事業で、「河川敷地占用許可準則」の改正により可能になったものです。

**1 整備予定地 台東区花川戸一丁目1番 隅田川右岸、言問橋・東武鉄橋間**



**2 募集区画**

2区画2事業者を募集します。但し、1事業者が2区画に出店する提案も可能とします。  
※1区画あたり：約19m×約3.7m、約70.3㎡

**3 事業者選定の方法**

公募型プロポーザル方式とします。募集要項等詳細は、台東区ホームページをご覧ください。  
[http://www.city.taito.lg.jp/index/bunka\\_kanko/cafe/opencafe-propo.html](http://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/cafe/opencafe-propo.html)

**4 公募スケジュール**

平成24年12月10日(月)	募集要項の公表
平成25年 1月24日(木)	応募書類受付締切
1月末頃	第一次審査(書類審査)
2月上旬	第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
2月中旬	出店事業者決定
夏頃	営業開始予定

<参考>「河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について」  
東京都建設局ホームページ  
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/rokken/kanri/pdf/niyoukuikishitei.pdf>

◆問い合わせ先 **東京都台東区文化産業観光部観光課**  
平林・青木・大谷 電話03-5246-1151

出所) 台東区ホームページ



## (6) 富山市『都市再生整備推進法人指定他』

### 1) まちづくりに関する取組みの概要

#### ①富山市の概要

富山市は、富山県の中心部に位置し、東西は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面している。市域は、東西約60km、南北約44kmで面積は1,241.85km<sup>2</sup>と県内最大となり、富山県の約3割を占める。

明治以降、県庁所在地として、また、北陸初の水力発電所が建設されるなど、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして発展を遂げたが、昭和20年8月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けた。戦後、都市基盤の整備や産業経済の進展により現在では日本海側有数の都市に発展してきた。

平成8年には旧富山市は中核市に指定され、平成17年4月には富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村が合併し、新しい「富山市」が誕生した。

平成18年4月には全国初の本格的LRTである富山ライトレールが開業、平成19年2月には「富山市中心市街地活性化基本計画」が国から第1号認定を受け、平成20年7月には国の「環境モデル都市」に認定された。また、平成21年12月には富山市内電車環状線が開業、平成22年3月には全国初の自転車市民共同利用システムの運用を開始、さらに平成23年12月には「環境未来都市」に選定された。こうしたさまざまな取り組みや事業効果は全国的にも大変注目されており、「低炭素都市づくり・ベストプラクティス 大賞」や「日本クリエイション大賞2010 大賞」、「まち交大賞 国土交通大臣賞」など多くのまちづくりに関する賞を受賞するなど、CO<sub>2</sub>の削減や公共交通の活性化をはじめとする環境にやさしいまちづくり・地域づくりが高い評価を受けている。

#### ②中心市街地の概況

富山市は、天文12年(1543年)頃に築城された富山城に、江戸時代富山藩10万石が置かれたことで城下町として形成された。加えて、明治期には浄土真宗本願寺派と大谷派の両方の派の別院建立が実現し、その別院前の総曲輪通り周辺に、仲見世、飲食店、土産物屋などが集まり、門前町として発展してきた。戦後、戦災復興土地区画整理事業等により道路整備や区画整理が進捗し、この地域が富山市の中心市街地として形成された。

この中心市街地は、昭和29年に復元された富山城を中心に、城址公園などの都市公園や富山市役所、富山県庁などの官庁、地元百貨店を核とした商店街や飲食店、地元金融機関の本支店や証券会社などを始めとした事業所など、戦後から現在に至るまで様々な都市集積が進んでいる。

中心市街地に位置する城址公園は、富山市中心市街地が城下町として形成された遺構を示す歴史的資源であり、富山城は昭和29年に戦災からの復興のシンボルとして復元されたものである。この公園の中には富山市立図書館本館、富山市郷土博物館、富山市佐藤記念美術館の文化施設も立地し、市民の憩いの場となっている。

越中売薬の独特な商法で全国に知られ、配置薬の全国生産の約半分を占める「富山の薬」を生かした観光開発を進めているとともに、まちなかには寺社も多く、日枝神社山王祭りは、中心商業地区の平和通りを歩行者天国として開催され、2日間で約20数万人の参拝客が訪れる。

富山駅北の富岩運河環水公園は、「とやま都市MIRAI計画」のシンボルゾーンとして整備さ

れ、富山の自然と富岩運河の歴史を活かした都心における貴重な水辺空間となっている。

これらは、富山市民の誇りであり、今後も街の資源として受け継ぐべきものであることから、中心市街地の活性化を展開していく中で、配慮をしていくこととしている。

また、市内には、江戸時代から明治時代にかけて日本海で活躍した北前船の拠点として発展し、廻船問屋の街並みが残り当時の面影をとどめている岩瀬地区や、伝統的な石畳や家並みが残り「越中おわら風の盆」で全国的に知られる坂のまち八尾など、多様な観光資源が存在し、中心市街地は観光客の宿泊拠点となっている。

商業については、総曲輪通り、中央通り、西町を中心とする中心商業地区をはじめとして、品揃えや商店数といった質、量ともに県内一を誇っている。業種としては、北陸有数のブランド数を擁すると言われる衣料、雑貨といった買回り品を扱う店舗の占める割合が高い一方、生鮮食料品を扱う店舗が少なく、日常密着型というよりは「晴れの場」としての性格が強い商業空間を形成している。

公共公益施設としては富山市役所、富山県庁の双方が中心市街地に立地するとともに、富山国際会議場や富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山市立図書館といった集客性の高い施設が中心市街地において整備されており、さらに平成19年9月にはガラスの屋根で覆われた全天候型の広場「グランドプラザ」、平成23年7月には温泉水を活用した介護予防施設「角川介護予防センター」がオープンしたところである。



写真 グランドプラザ



写真 グランドプラザ

公共交通については、平成18年4月には全国初の本格LRTである「富山ライトレール」が開業するなど、地方都市としては恵まれた鉄軌道網を有しており、その路線のすべてがJR富山駅に集結することに加え、同駅はバス路線の発着地点でもある。このことから、富山駅は富山県都の交通結節点としての機能を有しており、市民、県民の通勤・通学や日常生活の足のみならず、観光客への便益を提供する場所となっている。また中心市街地内には、全国でも数少ない路面電車が健在であり、平成21年12月には新たに市内電車環状線が開業した、さらに、平成22年3月には全国初の自転車共同利用システムが運用を開始したほか、コミュニティバスが循環するなど公共交通の利便性の高い地域である。

富山市は、平成18年の中心市街地活性化法および都市計画法の見直し後、全国に先駆けて中

心市街地活性化基本計画を策定し、平成 19 年 2 月 8 日に国の第一号認定を受けている。

第 1 期計画（平成 19 年 2 月～平成 24 年 3 月）においては、「コンパクトなまちづくりにおける拠点づくり」を目的に、主に公共主導により交通インフラ整備や賑わい施設の整備が進められてきた。これらの取り組みにより、中心市街地においては、新規出店の増加や、演芸ホールの開設、専門学校の開校、相次ぐマンション建設などの動きがみられるようになってきた。

そして、平成 24 年 4 月より開始される第 2 期計画においては、これまで行ってきた市街地整備等の公共投資を呼び水に民間の投資意欲を促すことで、さらなる中心市街地の活性化を目指すこととしている。これらを実現するために、必要な施設整備については、引き続き行政主導で行うが、それらの施設の効果をより高めるために行うソフト事業等については、民間事業者、NPO 法人、大学、市民団体などが行政と連携・協働し実施していくことが望ましいため、行政はその活動を支援することとし、「市民が主役」となる体制の構築や仕組みづくりを行う。また、北陸新幹線開業に伴う富山駅の南北一体化や、二極化する富山駅周辺と中心商業地区の回遊性の向上についても積極的に取り組むこととしている。

図表 富山市中心市街地活性化基本計画の変遷

期間	第 1 期計画(ステージ I) H19 年 2 月～H24 年 3 月	第 2 期計画(ステージ II) H24 年 4 月～H29 年 3 月	将来的に目指すもの H29 年 4 月～
戦略	コンパクトなまちづくりにおける拠点づくりを、最も都市機能が集積した徒歩圏域である中心市街地においてまず行う。	公共投資を呼び水に、民間の投資意欲を促す 市民が主役となる体制や仕組みづくりを構築する。	中心市街地の活性化により、富山市全体の活力向上を目指す
施策	コンパクトなまちづくり ・公共交通の利便性の向上 ・賑わい拠点の創出 ・まちなか居住の推進	市街地空間の質を高め、交流の場を創出する。 ・公共交通や自転車・徒歩の利便性の向上 ・富山らしさの発信と人の交流による賑わいの創出 ・質の高いライフスタイルの実現	魅力ある都市空間の実現 ・健康、医療、福祉の充実 ・安全・安心なまち

出所) 富山市提供資料

## 2) 制度活用に係る経緯・取組み状況

### ①都市再生整備推進法人

平成 23 年度の都市再生特別措置法改正により、まちづくり会社を都市再生整備推進法人に指定できるようになったのを受けて、富山市は市出資によるまちづくり会社「㈱まちづくりとやま」を都市再生整備推進法人に指定し、平成 24 年 3 月 2 日に公示を行った。

㈱まちづくりとやまは、富山市が平成 11 年に策定した「富山市中心市街地活性化基本計画」に基づき、平成 12 年 7 月に、富山市、富山商工会議所、富山市中心市街地に位置する商店街組合や商業者を中心とする中小企業者などの出資により、第三セクター（株式会社形態）の TMO として設立された。設立の目的は「広域都心と生活都心の中和する賑わい溢れる中心市街地の再生を目指し、計画の中に位置づけられた多くの事業を具体化し、支援していくこと」とされている。

図表 (株)まちづくりとやま概要

【設立】	平成 12 年 7 月 7 日			
【資本金】	30,000 千円			
【株主数】	38 (うち中小企業者数の割合 73.3%)			
	出資者	株主数	出資額 (千円)	出資 (%)
	富山市	1	15,000	50.0
	富山商工会議所	1	5,000	16.7
	中小企業者 (商店街振興組合・商業者等)	29	6,000	20.0
	中小企業者以外 (大型店・金融機関等)	8	4,000	13.0
	計	38	30,000	100.0
【所在地】	富山市総曲輪 3 丁目 3 番 16 号 総曲輪ファッションビル 3 階			
【従業員数】	10 名 (平成 23 年 6 月 28 日現在)			

なお、富山市では、都市再生整備推進法人の指定にあたり、「都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱」を策定している。当該要綱では、法人の指定基準を以下のとおり定めている。

図表 都市再生整備推進法人の指定基準

(1) まちづくりの推進を活動目的としていること
(2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること
(3) 富山市内に事務所を有し、富山市が策定する「富山市中心市街地地区都市再生整備計画」の区域で活動を行っていること
(4) 法第 74 条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること
(5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること

出所) 富山市 都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第 3 条



都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）による都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第73条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生整備推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 都市再生特別措置法第74条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第73条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。

- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 富山市内に事務所を有し、富山市が策定する「富山市中心市街地地区都市再生整備計画」の区域で活動を行っていること。
- (4) 法第74条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、当該申請者にその旨を通知するとともに、法第73条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 推進法人は、法第73条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生整備推進法人指定事項変更届出書（様式第2号）により行うものとし、市長は、当該届出があったときは、法第73条第4項の規定により公示するものとする。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第76条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第76条第2項の規定により、業務を適正かつ確実

に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第76条第3項の規定により、前条の規定による命令に違反したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、法第76条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

都市再生整備推進法人指定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 富山市長

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地) 印

都市再生特別措置法第73条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 都市再生特別措置法第74条に規定する業務に関する計画書
- (10) その他、都市再生整備推進法人の業務に関し参考となる書類

都市再生整備推進法人の指定に関しては、特に一般向けの公募という形は取られていない。上記要綱を作成した上で、㈱まちづくりとやまと調整し、申請を受け付けている。

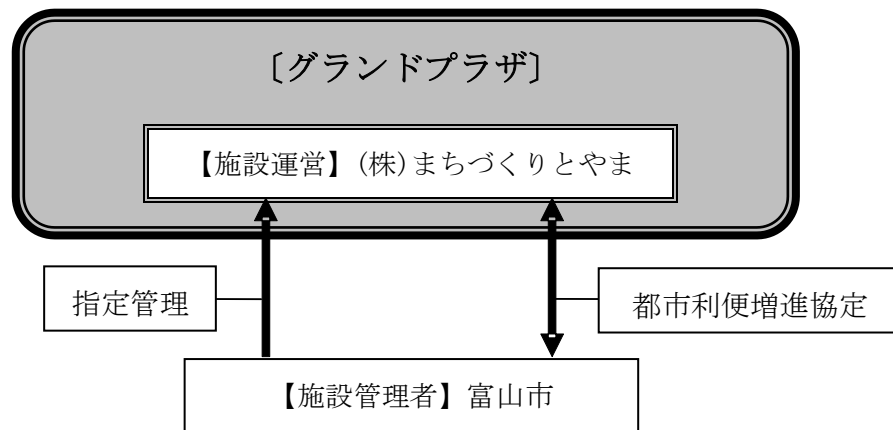
法人指定の効果としては、法的な位置づけができることが最も大きいと市では考えられている。

## ②都市利便増進協定

富山市及び㈱まちづくりとやまでは、グランドプラザにイベント開催のための「ミスト装置」や「音響装置」を設置することで、更なる賑わいの創出を図ることとしている。

具体的には、都市再生整備推進法人である「㈱まちづくりとやま」が、グランドプラザの地権者である「富山市」と都市利便増進協定を締結し、「ミスト装置」や「音響施設」を設置し、運用している。また、「㈱まちづくりとやま」は、グランドプラザの指定管理者として、施設運営を行っている。

図表 都市利便増進協定の締結スキーム



出所) 富山市提供資料

富山市中心市街地区都市利便増進協定書

富山市（以下「甲」という。）と株式会社まちづくりとやま（以下「乙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第72条の3第1項の都市利便増進協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、富山市中心市街地区において、都市利便増進施設の一體的な整備及び管理を行うことを目的とする。

（協定区域）

第2条 本協定の対象となる協定区域は、富山市中心市街地区のうち、別図1に示すとおりとする。

（財産区分）

第3条 協定区域の財産区分は、別図1に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の種類の位置）

第4条 本協定の対象とする都市利便増進施設の種類の位置は、別図1に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の一體的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法）

第5条 第4条で規定した都市利便増進施設を、本協定の締結者が所有する土地に設置する場合、土地所有者は、当該施設の設置に伴う土地の占有に係る費用を要求しないものとする。

2 第4条で規定した都市利便増進施設の整備に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

（都市利便増進施設の一體的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法）

第6条 第4条で規定した都市利便増進施設の日常管理業務は乙が実施することとし、また、日常管理に要する費用は、協定締結者間で分担して負担するものとする。費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

（都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に関する他の事項）

第7条 協定締結者は、第4条で規定した都市利便増進施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる。その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

（都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続）

第8条 本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市長の認定を受けなければならない。

様式3号（第4条関係）

富山市指令中活第109号  
平成24年 3月30日

株式会社まちづくりとやま  
代表取締役社長 神田 昌幸 様



富山市長 森 雅 志

都市利便増進協定認定通知書

平成24年3月30日付けで申請のありました都市利便増進協定については、都市再生特別措置法第72条の4の規定により認定しましたので通知します。

認定番号 1

認定年月日 平成24年 3月30日

1. 協定の名称

「富山市中心市街地区都市利便増進協定書」

2. 対象とする区域の地名及び地番

「富山市中心市街地区」富山市総曲輪三丁目8-39

3. 対象とする都市利便増進施設の種類の種類

グラウンドプロプラザミスト装置及び音響設備

4. 有効期間

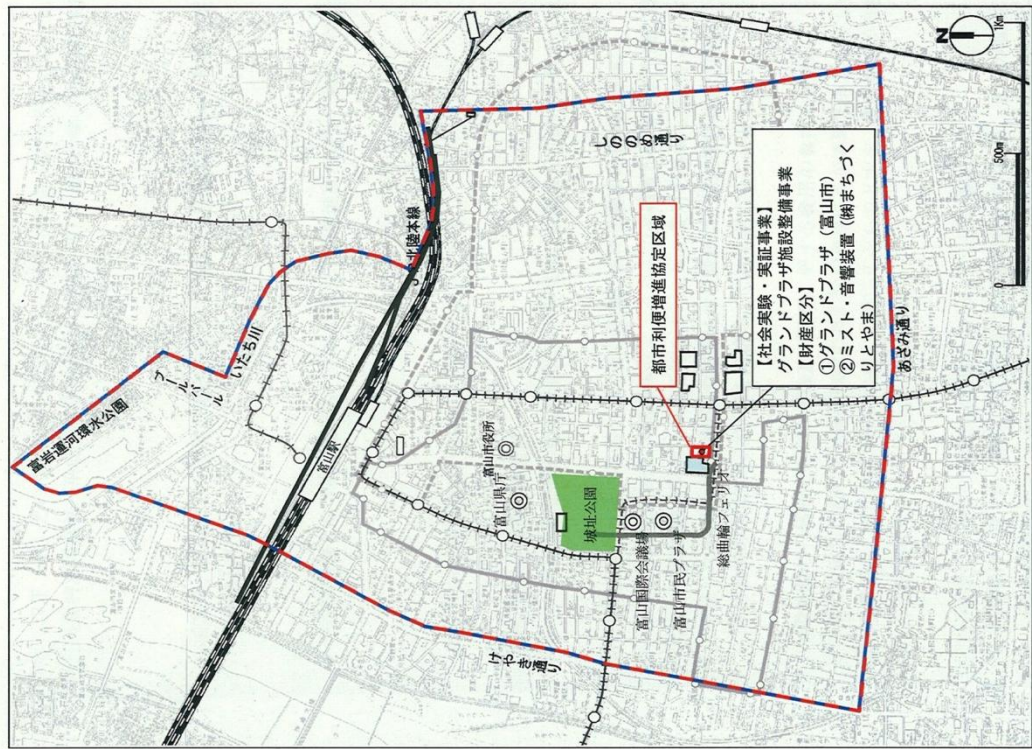
協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間

5. 特記事項

特になし



【別図1】



(協定の有効期間)  
 第9条 本協定の有効期間は、協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間とする。

(協定に違反した場合の措置)  
 第10条 本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付し、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。  
 2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(その他)  
 第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成24年 3月29日

甲 富山市新桜町7番38号  
 富山市長 森 雅 志 印  
 乙 富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル本館  
 株式会社まちづくりとやま  
 代表取締役社長 神田 昌 幸 印

まちづくり会社の収入は、市からの委託費が中心である。グランドプラザの使用料収入もあるが、まちづくりに還元できるような収益はあげられていない。大型ビジョンも公共的な情報発信が行われているだけであり、民間広告による収入はない。

### ③道路占用(コミュニティサイクル・広告塔)

まちなかでの移動手段の選択肢を増やし、車がなくても活動できる環境整備のため、自転車市民共同利用システム導入事業(アヴィレ)を実施している。

事業の目的は、「CO2 排出量の削減」と「中心市街地の活性化と回遊性の強化」である。中心市街地に 15 のサイクルステーションを設置し、150 台の自転車を配している。

運営主体は、シクロシティ株式会社(フランス、パリ市等でバイクシェアリングシステムを運営しているジェーシードゥコー社の子会社)で、我が国における初の本格導入された取り組みである。事業は、平成 22 年 3 月から実施されている。

事業化に向けて、初期投資(駐輪施設、自転車、広告塔等)約 1.5 億円のうち、1 億 3500 万円は環境省の補助金を活用し、1350 万円は内閣府の交付金を活用し、残りの 150 万円を富山市が負担している。さらに市道分の道路占用料(約 130 万円/年)を減免している。運営主体の負担は極力軽減されているが、事業費はバイクシェアリングと広告事業の収入で賄われている。

サイクルステーション 15 か所のうち、14 か所が歩道上であり、警察との協議の中で、「占有エリアの明確化」と残地の歩道幅 3m の確保の指導を受けた。





## (7) 大阪『河川占用』

### 1) 事業の経緯

- ・取組みの発意 本府では河川敷地の商業的利用の促進などを内容した平成 16 年の国の通知を踏まえ、社会実験として「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置」を実施するため、大川、堂島川、土佐堀川、箕面川において、当該特例措置の区域を指定し、規制緩和に取り組み始めた。

※平成 16 年 3 月 23 日国河政第 98 号「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」

※平成 23 年 3 月 8 日国河政第 135 号「河川敷地占用許可準則」最終改正

### 2) 社会実験の内容

①取組んでいる地区について。位置、内容、期間等について

- ・大阪府での社会実験は、大阪市中之島を中心とする区域と箕面市の箕面川において実施した。
- ・平成 23 年 3 月以降、都市・地域再生等利用区域の指定は、社会実験の区域のうち、事業を実施している区域について指定した。指定箇所は次の 6 箇所（平成 24 年 8 月現在）。

- i) 一級河川旧淀川（大川）左岸の八軒家浜（葎屋橋から天満橋）の河川区域（指定：平成 23 年 7 月 1 日）
- ii) 一級河川箕面川の箕面大滝～一の橋河川区域（指定：平成 24 年 3 月 26 日）
- iii) 一級河川土佐堀川の左岸の北浜（難波橋上流 320m（東横堀川分派点）から淀屋橋）の河川区域（指定：平成 24 年 3 月 26 日）
- iv) 一級河川旧淀川（大川・堂島川）及び土佐堀川中之島東部の河川区域（指定：平成 24 年 3 月 26 日）
- v) 一級河川旧淀川（堂島川）左岸の中之島バンクス（玉江橋から堂島大橋）の河川区域（指定：平成 24 年 3 月 26 日）
- vi) 一級河川旧淀川（堂島川）右岸の若松浜（銚流橋から水晶橋）の河川区域（指定：平成 24 年 7 月 19 日）

②事業の枠組について（八軒家浜、中之島バンクス）

- ・八軒家浜については、PFI に準ずる事業として、河川区域において、公募事業者が民間資金により建築物を建て（河川管理施設として利用する範囲は府が公費負担）、これを大阪府に寄付・移管し、河川管理施設として河川管理者（大阪府）が管理している。民間事業者は建物の一部を府から占用しレストランを運営しており、3 年間を上限として許可更新するものとしている。
- ・中之島バンクスは、公募にて選定された民間事業者が河川高水敷きに集客施設を建築しており、建築当初から賑わいを創出するまで若干の時間を要したが、現在は 9 区画のうち 8 区画までテナント入居している。

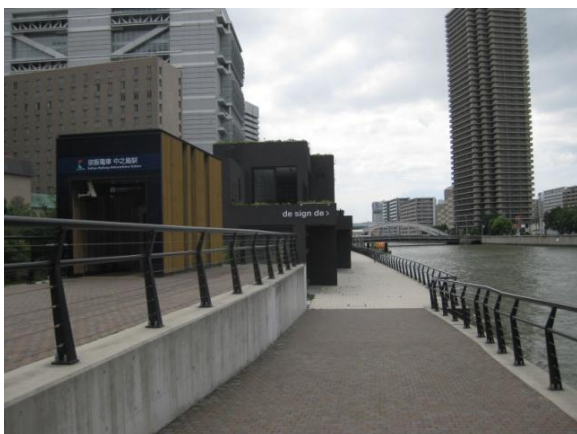


写真 中之島パンクス



写真 中之島パンクス

### 3) 都市・地域再生等利用区域の指定によるメリット

- ・社会実験を都市・地域再生等利用区域に振りかえるメリットは、区域指定を河川管理者が行えることにより、地域の自主性がより高まったこと。
- ・社会実験の際は、中之島全体を区域にするなど幅広に指定してきた。都市・地域再生等利用区域の指定に当たっては「河川敷地占用許可準則の改正に基づき、都市・地域再生等利用区域に関する大阪府の取扱い（考え方）」を定め、実際に事業等が動く範囲に限定して指定している。

※大阪府の取扱い（考え方）については、下記 URL を参照のこと、

<<http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/kuikisitei-01/index.html>>

### 4) 今後の取組みについて

- ・「世界的な創造都市に向けてグレート・リセット」が 2015 年に向けてスタートしている。
- ・この中で、水と光の首都大阪の実現として、コリドール（新たなシンボル空間を創造し、集客拠点と水の回廊でつなぐ）、グランバル（10000 のバル、1000 の魅力、100 の船が奏でる食の祭典）が掲げられている。
- ・こうした取組みの実現のためにも都市・地域再生等利用区域の活用が必要と考えている。

### 5) その他

- ・大阪市の取組みについて：大阪市は、水の都大阪再生の取組みの一環として、道頓堀川において「道頓堀川水辺遊歩道」を都市・地域再生等利用区域として指定。
- ・湊町～日本橋間約 1km について親水性の高い遊歩道「とんぼりリバーウォーク」を整備してきた。これを平成 24 年 4 月 1 日から、3 年間の期間で民間事業者が占用し管理運営する。占用主体は、南海電気鉄道株式会社。
- ・占用対象物は、準則第二十二第 3 項、①広場、②イベント施設、③遊歩道、④船着場、⑤前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、照明・音響施設、切符売場、案内所、⑦日よけ、⑩その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

i) 一級河川旧淀川（堂島川）左岸の八軒家浜（葎屋橋から天満橋）の河川区域（指定：平成23年7月1日）

## 1 都市・地域再生等利用区域

### (1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（大川）の河川区域内で、下記4の図に示す区域。（八軒家浜（「川の駅はちけんや」）含む）

### (2) 八軒家浜の位置づけ

八軒家浜は、平安時代には渡辺津と呼ばれた港があり、紀州熊野本宮への参詣路である熊野街道の出発点として賑わい、江戸時代には京都伏見と大坂を結ぶ淀川舟運の要衝として栄えた処である。

現在では、水上交通と陸上交通の結節点として八軒家浜船着場の利用船舶も増加し、平成21年に完成した「川の駅はちけんや」は、船着場管理機能、サービス提供機能及び水辺の賑わい創出機能を有した複合的な賑わい施設となっている。

また、川沿いは天満緑道としても位置づけられるとともに、下流部（葎屋橋上流）は、水辺の景観に親しめる空間として、階段式護岸、遊歩道などが整備されている。

こうした経緯を踏まえ、八軒家浜は今後とも水都大阪の拠点として期待される地域である。

### (3) 指定年月日

平成23年7月1日

## 2 都市・地域再生等占用方針

### 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

## 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

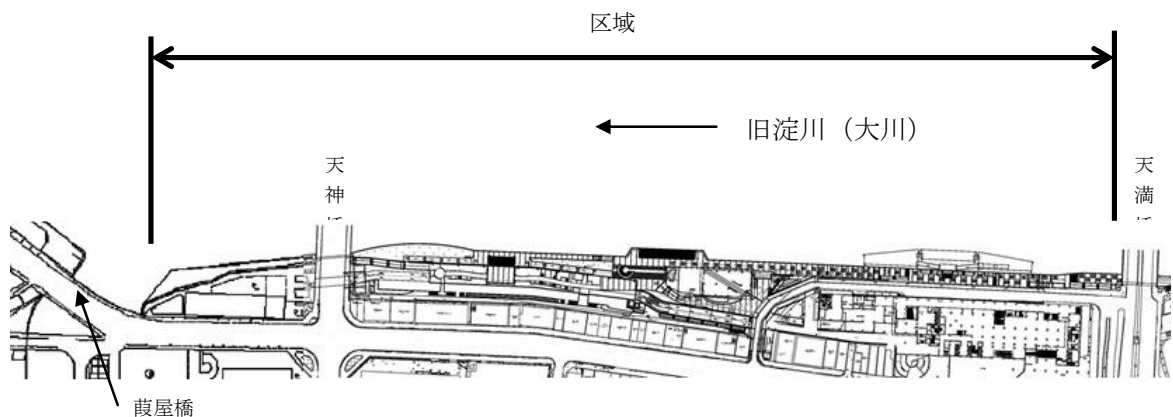
当該区域については、上記八軒家浜の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号及び第2号に掲げる者の他、知事と大阪市長の間で合意を得た場合においては、第3号に掲げる者も認めるものとする。

ただし、「川の駅はちけんや」の占用主体は、船着場管理機能については舟運事業者で構成する団体、サービス提供機能については「川の駅はちけんや」の運営・維持管理者、水辺の賑わい創出機能については準則第二十二第4項第2号に掲げる者とする。

## 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（大川）左岸の天満橋～天神橋下流120m（東横堀川分派点）とする。

### 【八軒家浜エリア】



ii) 一級河川箕面川の河川区域（指定：平成24年3月26日）

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川箕面川の河川区域内で、下記4の図に示す区域。

(2) 当該区域の位置づけ

当該区域は、箕面山麓に広がる府営箕面公園とその周辺の山林を併せて指定された「明治の森箕面国定公園」の中に位置しており、春は山を彩る山桜やもみじ、夏は谷間を飾るシダ類、秋は見事な紅葉、冬は赤く色づくアオキの実など四季折々の木々に出会える風光明媚な地区である。

区域を流れる箕面川は、箕面山より箕面川ダムを経て箕面大滝を含む箕面公園内を流下し、箕面市を南北に流れ猪名川に合流する

当該区域は、個性的で魅力的な既存観光資源を有効に活用するとともに、明治から昭和初期にかけて実在した川に張り出した茶店や休憩所を復活させるなど、名勝箕面山が本来有するイメージに沿って再整備し、観光都市「箕面」そして「溪流」の景勝地として、位置づけることで、河川を活かした地域の活性を図っているところである。

こうしたことから当該区域は、水辺空間を積極的に利用することで、都市の集客力を高め、にぎわいを創出するなど、都市型観光の推進と地域を再生するにぎわいの拠点として期待される。

(3) 指定年月日

平成24年3月26日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、イベント施設、照明・音響施設、案内所、川床、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

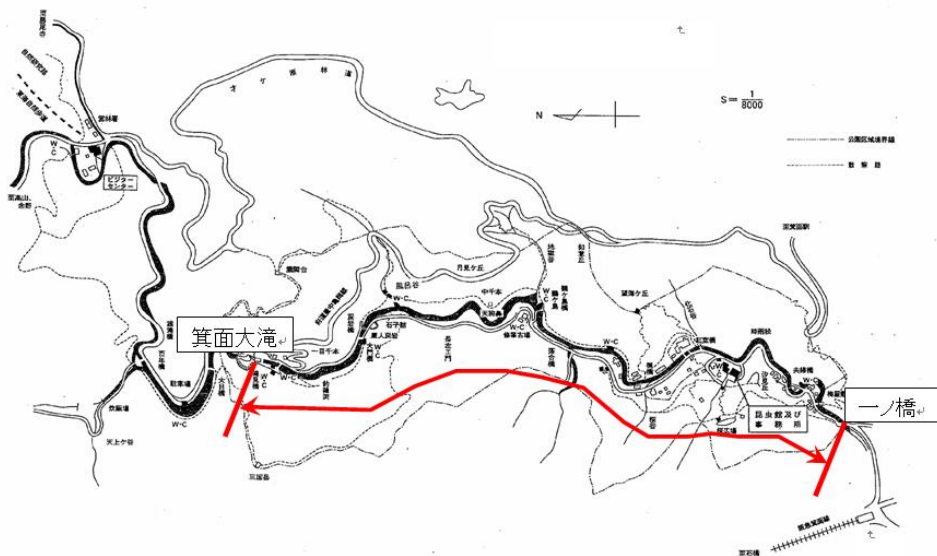
3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記箕面川の当該区域の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げるものとする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、箕面大滝～一の橋とする。

【箕面川エリア】



iii) 一級河川旧淀川（土佐堀川）左岸の北浜（難波橋上流 320m（東横堀川分派点）から淀屋橋）の河川区域（指定：平成 24 年 3 月 26 日）

## 1 都市・地域再生等利用区域

### (1) 指定範囲

一級河川旧淀川（土佐堀川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。（北浜）

### (2) 北浜の位置づけ

北浜は、江戸時代の初期から両替商、米問屋、米仲買が集まる金融の中心地として栄え、また土佐堀川に面した一画は、川の眺望がよく、料亭や料理旅館が軒を連ね、小舟で乗り寄せ店に上がる光景が見られた。明治維新後、証券街として賑わったこのまちは、市電の開通による水運の衰退、川沿いの建物がオフィスビルに変わるなど、川との関わりを徐々に無くしていくこととなったが、最近、川を意識した店舗や事務所が増え、水辺を楽しむというまちづくりの機運が高まり、「川と街の連続性をつくりたい」、「大阪ならではの風物詩をつくりたい」との思いを共有した地域の発意のもと、大阪川床「北浜テラス」が始められている。

こうした経緯を踏まえ、北浜は地域の方達の熱い思いに支えられ、今後とも水都大阪の拠点として期待される地域である。

### (3) 指定年月日

平成 24 年 3 月 26 日

## 2 都市・地域再生等占用方針

### 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けすることができる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、川床、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

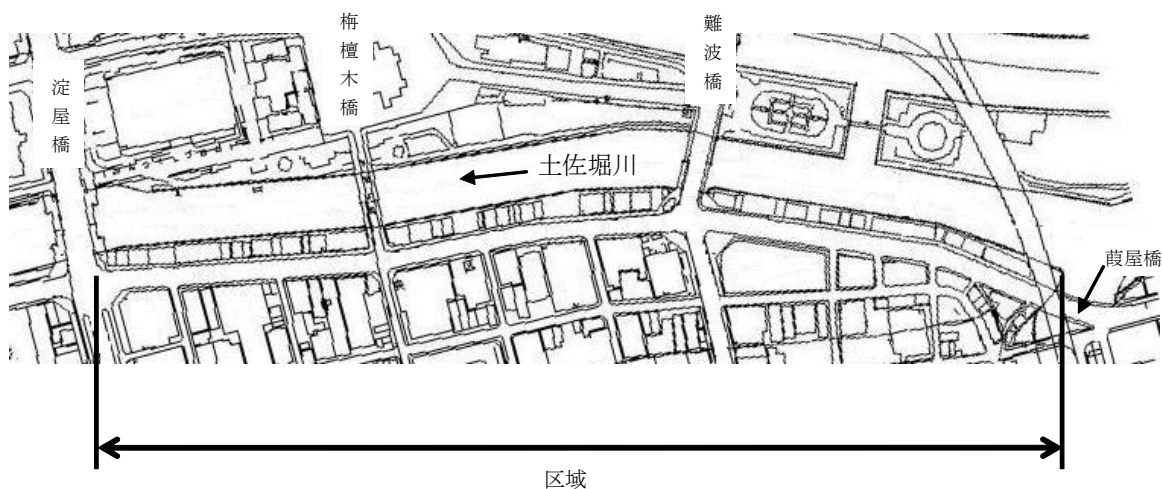
## 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記北浜の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第 4 項第 2 号に掲げる者とする。

## 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、土佐堀川左岸の難波橋上流 320m（東横堀川分派点）～淀屋橋とする。

### 【北浜エリア】





iv) 一級河川旧淀川（大川・堂島川）及び土佐堀川の中之島東部の河川区域（指定：平成 24 年 3 月 26 日）

## 1 都市・地域再生等利用区域

### (1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（大川・堂島川）及び土佐堀川の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。  
（中之島東部）

### (2) 中之島東部の位置づけ

中之島東部は、明治 24（1891）年に大阪市ではじめての都市公園「中之島公園」が誕生し、大川・堂島川・土佐堀川に囲まれた水の都大阪のシンボルとして、また市民をはじめ多くの人に、都心の憩いの場やレクリエーション活動の場として親しまれてきた。中之島公園は平成 21 年度の水都大阪 2009 を契機に再整備され、都心に位置しながら、公園全体が水辺と緑を感じられる開放的な空間となった。特に、大阪市中央公会堂や東洋陶磁美術館など歴史的な施設とも景観が調和するように新しく整備された中之島水上劇場や公園・川の両方からも楽しめるバラ園、広大で気持ちのよい芝生広場、公園の新しいシンボルとなる剣先の噴水といった基盤整備に加え、景観を楽しみながら飲食のできるサービス施設とレストランが平成 22 年 6 月から営業を開始した。

こうした経緯を踏まえ、中之島東部は今後とも水都大阪を代表するエリアとして期待される地域である。

### (3) 指定年月日

平成 24 年 3 月 26 日

## 2 都市・地域再生等占用方針

### 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

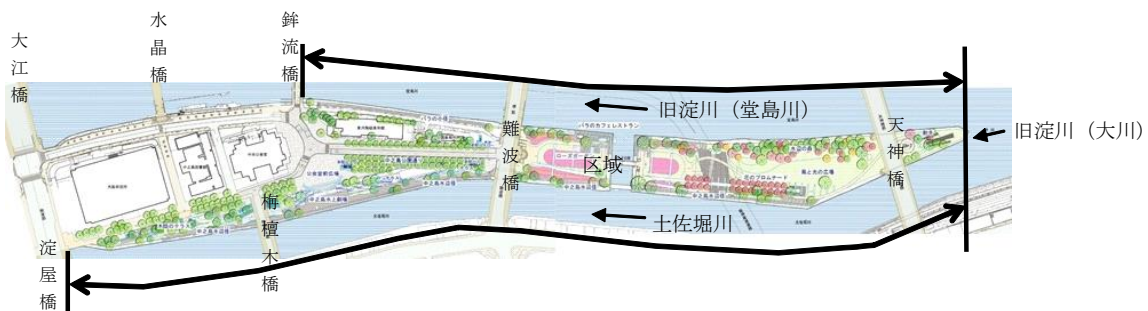
## 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記中之島東部の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第 4 項第 1 号に掲げる者とする。

## 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（堂島川）左岸の鉾流橋から旧淀川（大川）の天神橋上流 80m（中之島剣先）を經由し土佐堀川右岸の淀屋橋までとする。

### 【中之島東部エリア】



- v) 一級河川旧淀川（堂島川）左岸の中之島バンクス（玉江橋から堂島大橋）の河川区域（指定：平成24年3月26日）

## 1 都市・地域再生等利用区域

### (1) 指定範囲

一級河川旧淀川（堂島川）の河川区域内で、下記4の図に示す区域。（中之島バンクス）

### (2) 中之島バンクスの位置づけ

中之島バンクスは、中之島エリアの「大人の街」としてのイメージを高めるため、京阪中之島線の建設工事に伴い、河川敷地を新たな賑わい空間として、再整備したものである。

また、周辺は大阪国際会議場や「ほたるまち」をはじめ、海外の要人などが宿泊するホテルが背後に控えるとともに、公共船着場も設置されており、国内外から多くの来訪者を集める水都大阪をリードする、シンボリックな水辺空間となっている。

こうした経緯を踏まえ、中之島バンクスは今後とも水都大阪の西側のにぎわい拠点として期待される地域である。

### (3) 指定年月日

平成24年3月26日

## 2 都市・地域再生等占用方針

### 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、船上食事施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

## 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

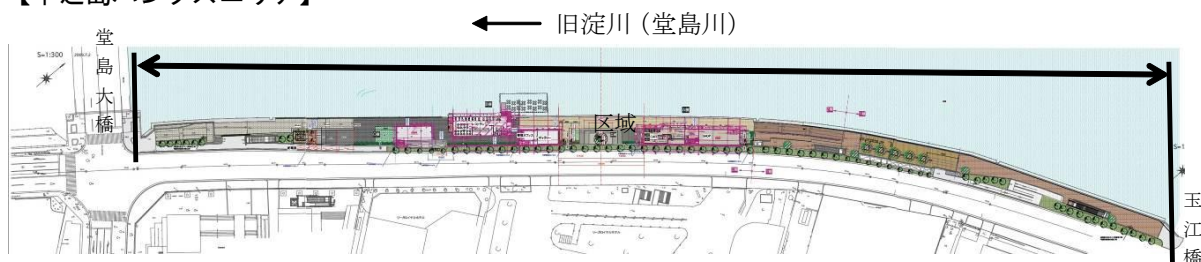
当該区域については、上記中之島バンクスの位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

ただし、当該区域で賑わい創出を行う事業者については、公募により選定された賑わい施設等の設置・運営者とする。

## 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（堂島川）左岸の玉江橋～堂島大橋

### 【中之島バンクスエリア】



vi) 一級河川旧淀川（堂島川）右岸の若松浜（鉾流橋から水晶橋）の河川区域（指定：平成 24 年 7 月 19 日）

## 1 都市・地域再生等利用区域

### (1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（堂島川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。

### (2) 若松浜の位置づけ

若松浜は、大阪のメインストリートである御堂筋付近に位置し、天神祭ともゆかりが深い地域である。また、若松浜を含めた中之島周辺には、国の重要文化財であり、日本の近代建築としても名高い大阪市中央公会堂や大阪府立中之島図書館などが集まっており、大阪市役所や大阪地方裁判所などの官公庁、大阪市営地下鉄や京阪本線・中之島線などの交通網の発達と相まって、通勤・商業・観光などで賑わう水都大阪を代表するエリアとなっている。

大阪府が平成 22 年度から推進する「中之島にぎわいの森づくり」は、都心の河川沿いの回遊性を高めるため、堂島川の上下流をみどりと遊歩道でつなぐとともに、賑わい施設を誘致することにより、人々が憩い楽しめる場を創出するものである。

こうした状況を踏まえ、若松浜は今後とも中之島にぎわいの森のシンボル、また水都大阪の水辺の賑わい拠点として期待される地域である。

### (3) 指定年月日

平成 24 年 7 月 19 日

## 2 都市・地域再生等占用方針

### 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けすることができる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、船上食事施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

## 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

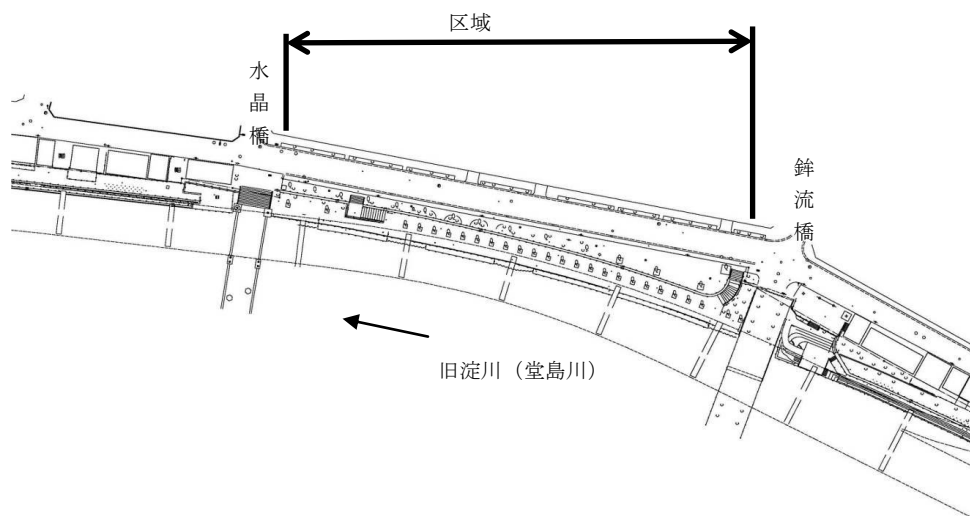
当該区域については、みどり豊かで人が憩い楽しめる場を創出するなど、「中之島にぎわいの森づくり」の位置づけを踏まえて河川敷地の利用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第 4 項第 2 号に掲げる者とする。

なお、当該区域において船舶係留施設もしくは船上食事施設等を設置する場合は、船舶の航行等に十分配慮するものとする。

## 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（堂島川）右岸の鉾流橋～水晶橋とする。

【若松浜エリア】



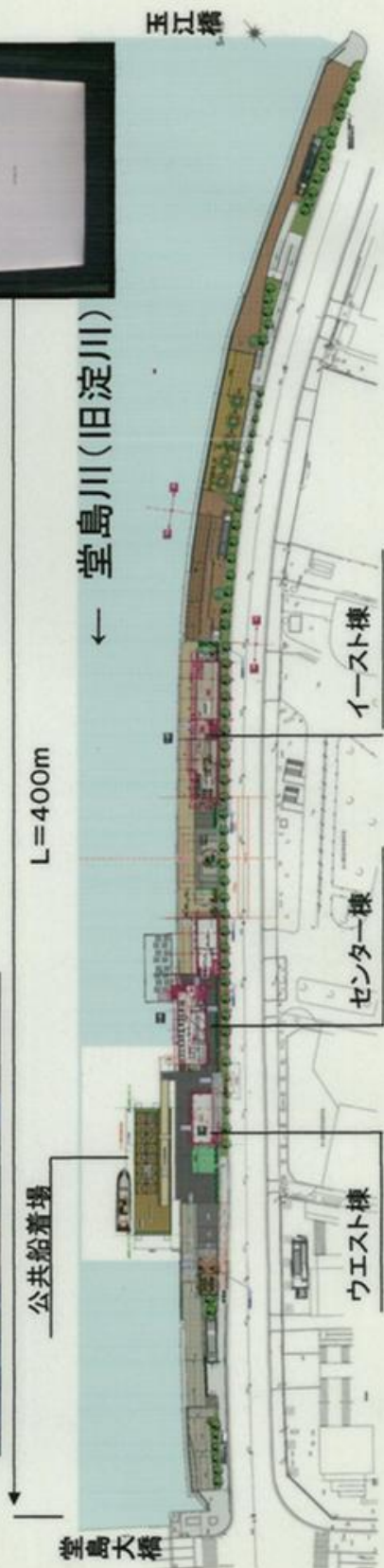


# 都市・地域再生等利用区域指定箇所図





(1) 堂島川賑わい空間創出事業(中之島バンクス)





## (2) 大阪川床(北浜テラス)

### 川床の形態



河川側

ビル側

川床の事例

### メディアの注目 (H23分)

H23.4.6 ラジオ MBSラジオ「こんちわコンちゃんおん星ですよ！」  
 H23.5.10 雑誌 日経アーキテクチュア  
 H23.6.11 TV 読売テレビ「イタダキナハール」  
 H23.7.11 新聞 日本経済新聞 夕刊  
 H23.7.112 雑誌 ibn Open! No.6  
 H23.8.24 新聞 読売新聞 夕刊  
 H23.8.25 ネット OSAKA SUPPORTER 大阪inシーズ  
 ~9.10  
 H23.10 リーフレット 海の御宴帖 ver.2  
 H23.10 雑誌 LANDSCAPE DESIGN「水辺都市の復活」  
 H23.11.16 雑誌 中之島ウォーカー  
 H23.12 ハンフレット JR西日本 平成24年度観光素材説明会資料  
 H24.2.3 TV 関西テレビ「リオリ」



(3)中之島公園(サービス施設・レストラン)

“ R ” RIVERSIDE GRILL & BEER GARDEN



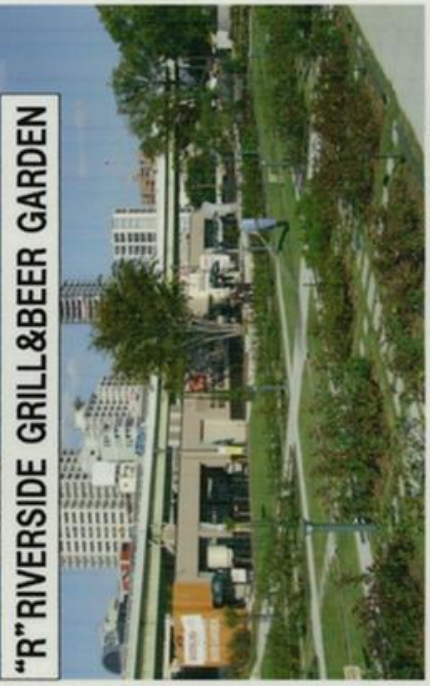
GARBweeks

GARB weeks  
(サービス施設)

“R” RIVERSIDE GRILL&BEER GARDEN



GARBweeks



“R” RIVERSIDE GRILL&BEER GARDEN

施設の全景

施設の全景



④大川(八軒家浜)  
(経過)

- 平成19年11月 賑わい施設の事業者の公募
- 平成20年3月 事業者との契約
- 平成21年7月 賑わい施設(川の駅「はちけんや」)の完成(河川管理施設)
- 平成21年8月～施設オープン
- 平成21年12月 八軒家浜全区間供用



1Fエントランスからの眺望

「川の駅」はちけんや

(H21.8 施設完成)

■施設内機能

1F: レストラン施設

B1F: 乗船券売り場

情報発信施設

(にぎわいXing)7月～



川の駅の河川側



乗船券売り場待合室  
川の駅B1F



リバーサイド  
川の駅1F



にぎわいXing  
川の駅B1F

大川水辺環境整備区間 L=500m(八軒家浜)



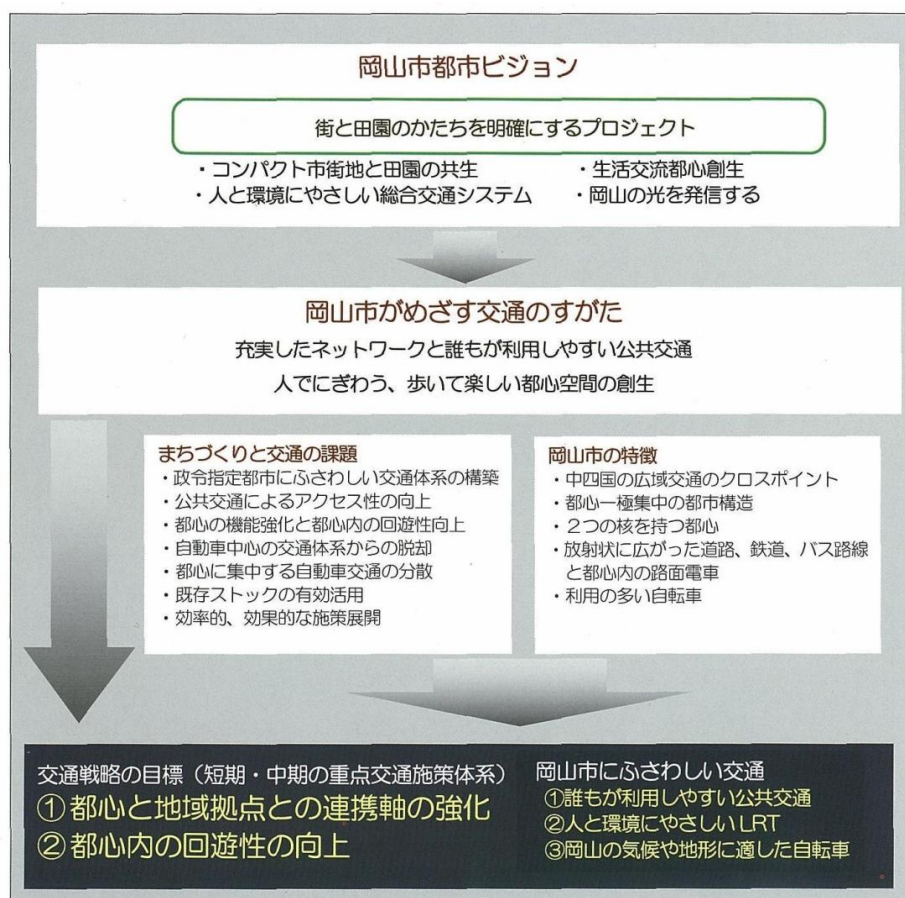
## (8) 岡山市『社会実験：道路占用許可特例の活用に向けて（駐輪施設）』

### 1) まちづくりの概要

岡山市は、市制施行以来周辺市町村との合併を重ねてきたことから、都心を核として旧合併市町村の市街地が放射軸上に位置する典型的な一極集中の都市構造を持っている。都心は、岡山駅周辺と表町周辺の2つの核を持ち、連続性に課題はあるものの、依然として岡山市における最大かつ最重要な都市機能集積地となっている。このため、今後のまちづくりでは、都心の機能(商業、業務、情報、交流等)を強化していくとともに、都心へのアクセスおよび都心内の回遊性を強化し、誰もが容易にこれらの都市機能を利用できるようにしていくことが求められている。また、政令指定都市となり、観光客をはじめ多くの人々が訪れる都市として、初めて岡山を訪れる人にもわかりやすい交通体系としていく必要がある。

以上のことから、平成21年10月に策定した「岡山市都市交通戦略」は、“都心と地域拠点との連携軸の強化”と“都心内の回遊性向上”を目標としている。この目標のもと、岡山市にふさわしい交通としては、(1)誰もが利用しやすい公共交通 (2)人と環境にやさしいLRT (3)岡山の気候や地形に適した自転車 と整理されている。

自転車施策として、平成23年9月から平成24年3月に実施したコミュニティサイクルの社会実験をはじめ、自転車の特性を踏まえ、自転車政策を総合的に推進するため、平成24年8月には「自転車先進都市おかやま実行戦略」を策定した。



出所)「岡山市都市交通戦略」平成21年10月



図表 実行戦略の考え方

### 1) 自転車先進都市としてのコンセプト

岡山市における自転車利用にかかわる現況の問題点等を踏まえ、本実行戦略のコンセプトを以下のように設定する。

誰もが自転車を  
**“安全”**で**“便利”**に**“楽しく”**  
 使うことができる都市



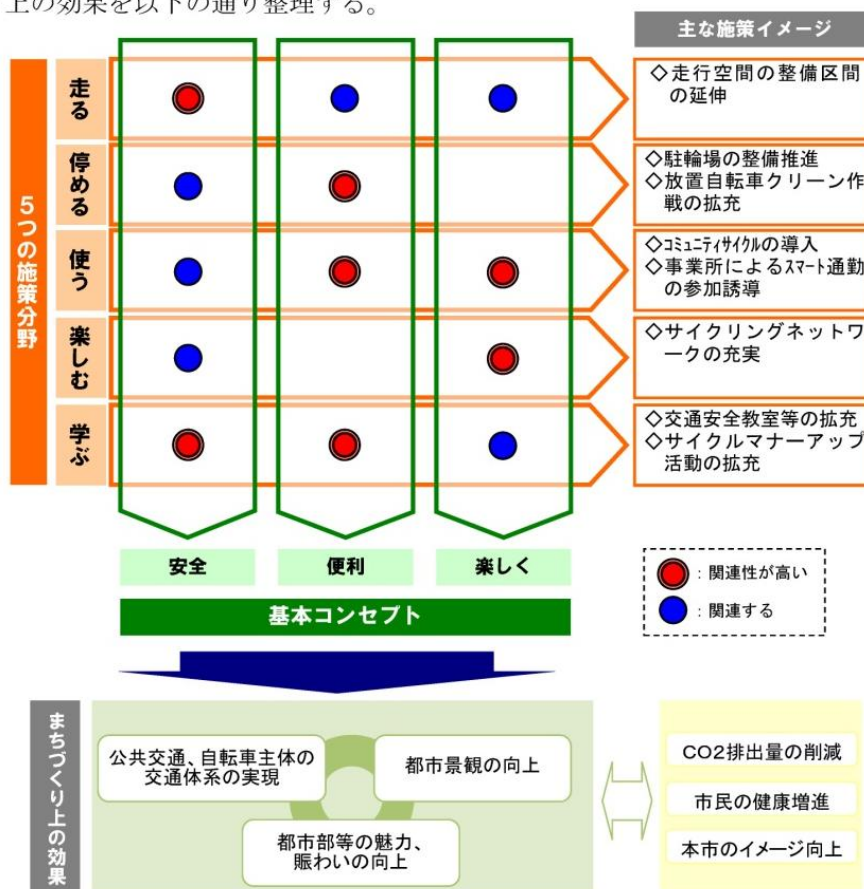
「自転車先進都市おかやま」を確立するためには、上記コンセプトを満たしつつ、以下の2点が実践されることが重要である。

**「走る」「停める」「使う」「楽しむ」「学ぶ」という5つの施策分野が、相互の連関のもと、高い水準で調和すること**

**“自転車”が街の風景として溶け込み、市民が『自転車先進都市』を実感し、認識を共有し、また先進都市市民として実践すること**

### 2) コンセプトと5つの施策分野

コンセプトと取組むべき5つの施策分野との関係に加え、波及的な展開が期待されるまちづくり上の効果を以下の通り整理する。



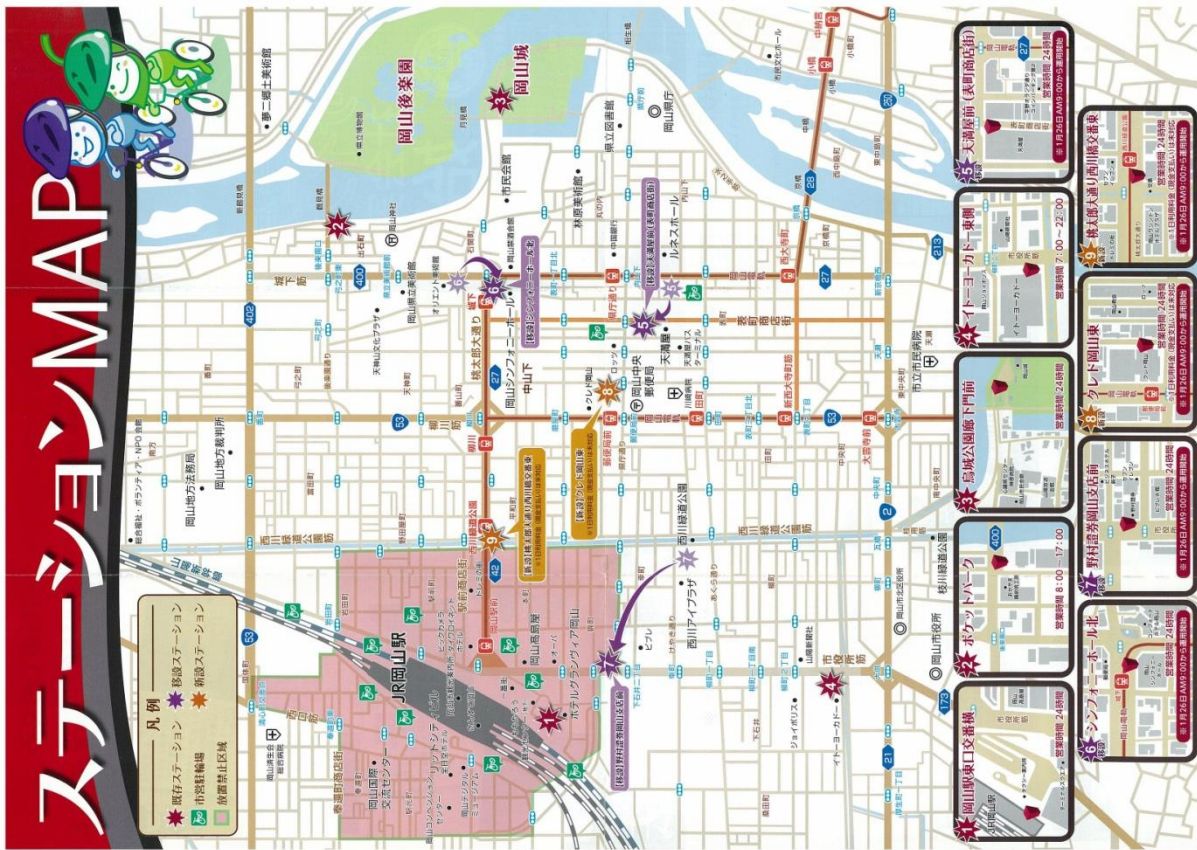
出所)「自転車先進都市おかやま実行戦略」平成24年8月



## 2) 社会実験の実施

コミュニティサイクル社会実験の概要は、以下のとおりである。

実施期間	平成 23 年 9 月 15 日～平成 24 年 3 月 15 日
自転車台数	100 台
実施エリア	岡山市内中心部
ステーション	9 カ所 (1 月 26 日より 2 カ所追加。当初は 7 カ所で実施)
利用時間	24 時間(一部除く)
料金体系	<変更前> 1 回利用 : 30 分 100 円、その後 30 分毎 150 円 (24 時間上限 1,000 円) 1 ヶ月利用 : 1,000 円 (1 回の利用時間は 30 分、延長の場合は 30 分毎 150 円課金) <変更後>11 月 1 日より変更。 1 回利用 : 60 分 100 円、その後 30 分毎 100 円 (24 時間上限 1,000 円) 1 ヶ月利用 : 1,000 円 (1 回の利用時間は 60 分、延長の場合は 30 分毎 100 円課金) 1 日利用 : 300 円
支払い方法	クレジットカードと現金 (11 月 1 日から 1 日利用のみ現金対応実施)
利用方法	①携帯電話及びパソコンからの会員登録後、携帯電話操作による貸出・返却 ②ステーションで申込みによる貸出・返却 (11 月 1 日からの現金対応のみ)
管理方法	有人管理 9:00～18:00 (2 箇所のステーションは無人管理) 但し岡山後楽園西側(休ヶツパ-ク含む)は 8:00～17:00



## 街を愉しむ。コミュニティサイクル 社会実験 始動

みんなで楽しむ日本版コミュニティサイクル

※2013年9月15日(月)から10月31日(日)までの期間、岡山駅前交番横にコミュニティサイクルの自転車100台を貸出します。

http://interstreet.jp/okayama

実施期間 平成23年9月15日(月)～平成24年3月15日(日)  
実施主体 岡山大学 特別連携 サイカリング株式会社

### 料金体系

- 1回利用料金 60分100円 (24時間以上1,000円)
- 1ヶ月利用料金 1,000円 (1ヶ月利用料金は30分毎100円) (90分以内は追加料なし) (延長の場合は30分毎100円)
- 1日利用料金 300円

※24時間以上1,000円は、岡山駅前交番横(岡山駅前交番横)にのみ適用です。

### 注意事項

- 車庫などのトラブル  
○自転車の取扱いには、必ずヘルメットを着用してください。  
○自転車に乗る際は、必ずヘルメットを着用してください。  
○自転車に乗る際は、必ずヘルメットを着用してください。

コールセンター(サイカリング株式会社)  
**0120-511-180**

●お問い合わせ先  
お問い合わせ先 0120-511-180  
受付時間 9時～17時  
お問い合わせ先 0120-511-180  
受付時間 9時～17時

## 自転車でめぐる 名所を巡って岡山観光！ 観光 スポット

岡山県立美術館  
岡山県立美術館は、現代の美術にのみならず、伝統的な美術にも関心をもち、国内外の著名な作家の作品を展示しています。

岡山後楽園  
岡山後楽園は、岡山市の中心部にあり、岡山藩の庭園として整備されました。園内には、岡山藩の歴史的建造物や、美しい自然環境が広がっています。

岡山城  
岡山城は、1607年に築かれた、岡山藩の居城です。現在は、岡山城址歴史博物館として、岡山藩の歴史を伝えるための施設として活用されています。

### 返却

- ① 自転車を各ステーションの駐輪場所へ停める
- ② ロックバーを自転車側のロックボックスに挿入する
- ③ ロックボタンを押して解除する
- ④ 液晶パネルに「Return Bike」が表示されるので、「YES」を選択する
- ⑤ 液晶パネルに4桁の返却コードが表示される
- ⑥ サイトにログインして、返却コードと返却したロック番号を入力する

たったの20秒で返却完了！

### 貸出の場合

- ① サイトにログインし、レンタルしたい自転車の番号を入力する
- ② サイトにロック解除番号が表示される
- ③ ロック解除番号を、自転車側面に付いているロックボックスの液晶パネルに入力する
- ④ ロックボックスのロックが解除される
- ⑤ 自転車に付属のロックバーを外す

たったの20秒で利用開始！

※借出の自転車ロック解除番号は、2回目からは同じパスワードを入力してログインできます。

### 利用登録

- ① 携帯からサイトにアクセスし、会員登録フォームに入力する
- ② 登録画面からEメールを送る
- ③ 返信されたEメールに書いてあるリンクから登録サイトにアクセスし、Eメールに記載のパスワードを入力する

5分以内で登録完了！

※実施期間中は利用登録のみでご利用いただけます。

### 一時駐輪・利用再開

- ① 駐輪したい場所に移動し、ロックバーをロックボックスに挿入する
- ② ロックボタンを押して解除する
- ③ 一時駐輪

### 利用者の認証及び貸出返却履歴の認証

利用者の認証は会員登録時に発行するパスワードを使用し、利用履歴ページにログインしていただきます。利用履歴ページには、利用履歴を確認するためのボタンが表示されています。利用履歴を確認するには、利用履歴ページで利用履歴を確認することになります。



社会実験の実施主体は市である。市がプロポーザルで公募し、業者を選定し運営を委託した。サイカパーキングという、市の駐車場・駐輪場の指定管理の実績もある会社が選定されている。

平成23年9月から実施したコミュニティサイクルの社会実験は、3回目の社会実験であり、それ以前に、平成22年3月からと平成22年10月から、各々2カ月程度実施している。初めの2回は無料で実施し、コミュニティサイクル及びその利用方法等の周知・普及を図り、3回目の当該実験においては、有料にて実施した。

当初はクレジットカード対応のみであったが、使い勝手を指摘する要望に応え、中途から一部で現金対応も追加した。サイクルポートは、当初7箇所を開始し、途中で再編・追加を行い9箇所とした。9箇所の内、2箇所は路上（政令市の県道上）である。なお、乗り捨ても可能とし、毎日2、3回、サイカパーキングの従業員が自転車の再配置を行った。

サイクルポートの位置の選定は、需要（利用）に影響するため、利用しやすい、目立つ場所を選定した。また、市有地を優先的に活用し、民有地についても協力が得られる場所を選定した。利用アンケートでも通りがかりの方が多く、目立つ場所であることは重要である。民地の場合、地権者から放置自転車が増えないか、防犯上の課題が増えないか懸念する声があったが、実験では現実にそうした支障は起きていない。民有地利用の場合、賃料は個別に交渉を行い、実証実験時はすべて無償であった。本格実施においても引き続き無償で借りられるよう地権者と調整を進めている。

実験時の交通管理者協議はスムーズであった（※現地調査の結果、いずれも幅員が十分あり歩行者への影響が比較的少ない場所であったためと考えられる）。道路管理者協議も都市交通戦略等に位置づけられていたことから円滑に進められた。



写真 社会実験中のサイクルポート



写真 社会実験中のサイクルポート

実験時は、市民等の苦情対応として、24時間対応のコールセンターを受託者が設けた。機器不調や、自転車・利用登録・料金支払いシステムの使い勝手などの苦情が多いが、実験そのものの苦情はほとんど無かった。また、駅の東口及び西口にある既存の民間レンタサイクルからも苦情は寄せられていない。沿道市民・店舗からの苦情もなかった。100台程度の自転車の規模では、交通量的に大きなものではなく、何らかの悪影響も起きにくいものと考えられる。

### 3) 実現化に向けて

現在、道路管理者との協議の状況を受け、都市再生整備計画のたたき台を作成し、関連機関等と調整を図っている。

内容は道路占用特例の活用のみにと絞っている（交付金を求めないタイプ）。また、都市再生整備計画に記載する占用場所については、内部で検討した結果、国道上のみと考えている。国道上の設置は岡山中央郵便局前の1箇所であるが、国道上は初めての事例であり、現在、国道事務所と具体的な調整を行っているところである。国道の歩道幅員は5.75m、うち自転車レーンが3.75m、うち走行に支障がない場所の幅2m（長さ4.6m）をサイクルポートとして使いたい意向を市は持っている。

作成中の都市再生整備計画の評価指標には、コミュニティサイクルのみならず、実行戦略に掲げている指標すべてを取り入れている。

占用料については、コミュニティサイクルの実施主体が市であるため発生しないものと考えている。国道上も同様と考えている。

実験段階は、事業者（サイカパーキング）が自転車や料金徴収機器などを持ち込んだが、今回は本格実施のため、市が主体となり自転車、駐輪機器等の調達を行い、事業者に貸与することを考えている。本格実施の公募は平成25年1月下旬を予定しており、これに向けた都市再生整備計画の策定等の準備を進めている。

コミュニティサイクルの本格実施については、事業者のノウハウを活用した管理・運営を行う事業スキームを検討している。